

はじめに

化学肥料や農薬を基本的に使用しない有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、YES!clean 栽培の取組とともに、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。

また、安全・安心な農産物を求める消費者からも期待が寄せられており、農業の持続的な発展を図っていく上で、こうした消費者ニーズに応じていくことが重要であることから、本道の多様な農業形態の一つとして推進する必要があります。

このような考え方のもと、道では平成 25 年 3 月に策定した「北海道有機農業推進計画（第 2 期）」において、4 項目の基本的な推進方針として、①有機農業の取組拡大、②有機農業技術の開発・普及の促進、③有機農産物の販路拡大、④有機農業に対する理解の促進を掲げ、北海道らしい資源循環型の有機農業の普及・定着を図っていくこととしています。

また、国では、農業生産全体の在り方を、環境保全を重視したものに転換していくため、平成 23 年度から、有機農業など地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を交付しており、本交付金は、平成 27 年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく日本型直接支払制度の一つとして、環境保全効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう、一層の普及推進を図っていくこととしています。

道においては、有機農業の拡大に向けた取組として、慣行栽培農家の経営面積の一部を有機農業に転換する一部有機化（いわゆる「庭先有機」）を促進してきており、その一環として、先進的な有機農業者が現場で実践している生産技術を収集・整理し、技術資料として広く頒布しています。

平成 25 年度、平成 26 年度に、このような実践事例を「有機農業技術のつぼ（パートⅠ・Ⅱ）」として取りまとめましたが、本書は、それ以降に収集した事例をパートⅢとして取りまとめたものです。

地域の実情に即した有機農業の実践に向けて、本書が農業者の皆さんの参考資料として大いに活用されることを期待しています。

平成 28 年 3 月

北海道農政部

食の安全推進監 小野寺 勝広